

全国健康福祉祭岡山市選手団派遣に係る取扱

(目的)

- 1 全国健康福祉祭（以下、「大会」という。）に岡山市選手団（以下、「選手団」という。）を派遣するにあたり、参加者一人ひとりが、選手団の一員として、大会の趣旨に賛同し、責任ある行動に努め、もって円滑な大会運営及び選手団活動に資することを目的として本取扱を定める。

(用語の定義)

- 2 本取扱において使用する用語の定義を次のとおり定める。
 - (1) 選手等 選手及び監督として参加する者をいう。
 - (2) チーム 各種目に参加するチームをいう。チームを構成する選手等に代表者を含む。
 - (3) 代表者 各チームを統括し、連絡調整の役割を担う者をいう。代表者は、各チームから1名を選出する。
 - (4) 役員 選手団の一員として大会に同行し、選手等を引率する者をいう。役員は、岡山市高齢者福祉課及び全国健康福祉祭岡山市選手団派遣業務受託団体（以下、「受託団体」という。）から選出する。

(選手団長)

- 3 選手団長（以下、「団長」という。）は、選手団に1名を置く。

(選手団の構成)

- 4 選手団は、団長、岡山市内在住の選手等及び役員で構成する。

(事務局)

- 5 事務局は、岡山市高齢者福祉課に置く。事務局は、同課及び受託団体の職員で構成し、庶務及び選手団の統括等、選手団派遣に係る業務を行う。

(選手等の責務)

- 6 選手等は、本取扱及び大会主催者が定める開催要綱等を遵守し、市民の代表として責任ある行動をとらなければならない。また、円滑な大会運営に協力し、他都市の選手団との交流を深め、もって岡山市のイメージアップに寄与するよう努めなければならない。また、選手等は、選手団の一員として団体行動を心がけるとともに、原則として、派遣期間中は事務局が手配する行程により、代表者を中心としてチーム単位で行動しなければならない。

(参加チームまたは選手の選出)

- 7 大会に参加するチームまたは選手等の選出は種目ごとに行う。

概ね市内全域を統括する主管団体がある種目については、当該団体の規定によりチームまたは選手等を選出する。また、主管団体が複数ある種目については、団体間で協議し、選出方法を決定する。

(助成対象者)

- 8 助成金の交付対象となる者は、大会主催者が定める参加申込書を岡山市高齢者福祉課及び受

託団体に提出し、受理された選手とする。

(助成対象経費)

9 選手団派遣に伴い選手にかかる経費のうち、助成の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選手等交通費
- (2) 大会参加費
- (3) 選手団バス乗車証
- (4) 傷害保険料
- (5) 宿泊費
- (6) ユニフォーム・帽子

これらの経費のうち、助成の対象とならない経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局が手配した交通手段以外を利用する場合の交通費
- (2) 事務局が手配した宿泊施設以外を利用する場合の宿泊費
- (3) 事務局が大会参加に必要であると認める宿泊日数を超える場合の宿泊費
- (4) その他、日程、経路等の変更により発生する一切の経費

(助成額の算出方法)

10 交付する助成額の算出については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選手等交通費 全額 (往路交通費のみ)
- (2) 大会参加費 全額
- (3) 選手団バス乗車証 かかる経費の2分の1
- (4) 傷害保険料 かかる経費の2分の1
- (5) 宿泊費 かかる経費の3分の1
- (6) ユニフォーム・帽子 かかる経費の3分の1

(助成金の支払方法)

11 大会主催者からの請求があったときに、岡山市高齢者福祉課もしくは、受託団体が大会主催者に支払う。

(結団壮行式及び総合開会式への参加)

12 選手団は、原則として、選手団のユニフォーム・帽子を着用し、結団壮行式及び総合開会式に参加しなければならない。

(選手等の派遣の取止め)

13 派遣前または派遣期間中において、チームまたは選手等が本取扱及び大会主催者が定める開催要綱等に抵触するとして、市から改善の指導を受けたにもかかわらず改善されないときは、市は当該チームまたは選手等を選手団から除籍し、派遣を取り止めることができる。この場合、派遣の取止めにかかる一切の費用は、当該チームまたは選手等が負担するものとする。

(その他)

14 その他、本取扱に定めのないものについては、市の指示に従うこととする。